

ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意



ショッピングセンターの特設ブースやイベントスペースの勧誘をきっかけとした、ウォーターサーバーの契約に関する相談が多く寄せられています。

いつでも**無料**で
解約できます！

相談事例

契約時には説明のない
違約金を請求された

強引な勧誘



解約には
違約金が
必要です

注意

- ショッピングモール等で勧誘を受けた場合、消費者は不意に声をかけられ、冷静に判断できないまま話を聞くことになります。
- 勧誘時、契約内容について十分な説明がされていないと思われる相談や、虚偽の説明を受けたという相談も寄せられています。
- 勧誘を断っている消費者に対しても、執拗に勧誘するケースや、契約を急かし内容を確認する時間を与えないケースもあります。

ポイント

- 勧誘を受けても、その場で焦って契約せず、他製品等について情報収集し、比較や検討をするようにしましょう。
- 契約するつもりがなければきっぱりと断り、勧誘の途中でも不要と判断したら契約しないことをはっきりと伝えましょう。
- 契約を考える場合も、契約内容についてよく確認しましょう。特にレンタル・購入に関する契約形態や、解約条件に関する点についてのトラブルが多いです。
- 強引に契約を迫る事業者や、契約を急がせる事業者とは契約をしないようにしましょう。
- トラブルになった場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 1 8 8

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」